

し尿の処理を申し込まれる方へ 川崎市からののお知らせです

令和5年
4月から



「し尿の処理手数料」 を改定します。

令和5年4月1日からし尿の処理手数料は表のとおり改定します

し尿の処理手数料	現在	改定後
1回に収集したし尿180Lまで	3,000 円	4,500 円
180Lを超える場合については 90Lまでごとに右記の額を加えた金額	1,500 円	2,250 円

し尿の処理手数料をなぜ改定するの？

し尿の処理に係る経費については、その一部を利用する方から手数料として御負担いただいておりますが、処理全体に係る経費（約8千円/180L）と御負担いただいている手数料との差が大きいことから、利用する方と、しない方の負担の公平性を確保するため、令和5年4月から手数料の額を改定します。

適正な手数料の負担について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【参考】し尿の処理手数料具体例

し尿収集量	現在	改定後
～180L	3,000 円	4,500 円
181L～270L	4,500 円	6,750 円
271L～360L	6,000 円	9,000 円



【手数料改定に関する問合せ先】

環境局生活環境部収集計画課し尿・浄化槽担当 電話 044-200-2585

【し尿の処理の申込み先】

設置住所	申込み先	電話番号
川崎区・幸区・中原区	環境局 川崎生活環境事業所	044-266-5747
高津区・宮前区・多摩区・ 麻生区	環境局 宮前生活環境事業所	044-866-9131